

1. 件名：高浜発電所 保安規定第 8 9 条を適用して実施する点検・保守について
2. 日時：令和元年 1 2 月 1 9 日 1 4 時 5 5 分～ 1 5 時 5 0 分
3. 場所：原子力規制庁 2 階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
小野上級原子炉解析専門官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社 東京支社 技術グループ担当者

5. 要旨

- 関西電力株式会社から、高浜発電所 3 号機において、保安規定第 8 9 条第 3 項を適用して点検・保守を実施する予定である旨、提出資料に基づき説明があった。

【対象設備】

高浜 3 号機 原子炉キャビティ水位計

【作業内容】

点検計画に基づき、原子炉下部キャビティ水位計の定期点検（絶縁抵抗測定、外観点検、動作確認）を実施する。

【予定日時】

2 0 2 0 年 1 月 1 0 日 9 : 0 0 ~ 1 月 1 0 日 1 7 : 0 0

6. その他

提出資料：計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

以上